

2 障害者権利条約と国内法の整備

障害者施策に関する国の動向（１）

- (1) 平成17年4月：「発達障害者支援法」施行
- (2) 平成18年12月：国連総会で「障害者の権利に関する条約」を採択
- (3) 平成19年4月：特別支援教育の本格的実施（「特殊教育」から「特別支援教育」へ）
- (4) 平成19年9月：「障害者の権利に関する条約」に日本が署名
- (5) 平成23年8月：「障害者基本法」の改正
- (6) 平成24年7月：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会特別委員会）
- (7) 平成25年6月：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」の制定
- (8) 平成25年9月：学校教育法施行令の一部改正
- (9) 平成26年1月：「障害者の権利に関する条約」批准
- (10) 平成27年2月：政府としての基本方針の策定

障害者基本法(教育関係)

目的	経緯
○全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現のために、障害者に関する施策に関し、 ・基本原則、基本事項を定め、 ・国、地方公共団体等の責務を明らかにし、 障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。	○昭和45年5月 制定 ○平成16年6月 一部改正（法律の目的、障害者の定義、基本的理念等の改正） ○平成19年9月 障害者権利条約に署名 ○平成23年8月 一部改正（障害者の定義の拡大、合理的配慮の概念の導入等の改正）
差別の禁止(第4条)	
何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないう。その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。	
教育部分(第16条)	
国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。	

障害者施策に関する国の動向（２）

- (11) 平成27年11月：文部科学省所轄事業分野の「対応指針」の策定（告示：平成27年度文部科学省告示180号）
 - (12) 平成27年12月：文部科学省における取組に関する対応要領の策定
 - (13) 平成28年4月：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行
 - (14) 平成28年8月：「改正発達障害者支援法」の施行
 - (15) 令和3年6月：「改正障害者差別解消法」の公布
 - (16) 令和6年4月：「改正障害者差別解消法」の施行
- (※参考：千葉県・千葉県教育委員会)
- ①平成18年10月：「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（19年7月施行）
 - ②平成28年3月：「千葉県教育委員会職員対応要領」の策定
 - ③平成28年3月：「公立学校における障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務について」（通知）

(1)障害者施策に関する国の動向

平成18年12月、「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」と記す）が国連総会で採択されました。同条約の第24条（教育）では、障害者の権利を実現するためにあらゆる段階におけるインクルーシブ教育システム及び生涯学習を確保することを求めています。また、障害者が、そのもてる能力をその可能な最大限度まで発達させること、障害を理由として教育制度一般から排除されないこと、無償の初等中等教育の機会を与えられること、必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められています。

平成19年9月、日本も同条約に署名し、条約批准に向けて、当事者の意見も聴きながら国内法令等の整備等を推進していくことになりました。

平成23年8月、改正された「障害者基本法」が施行され、全ての国民が分け隔てられることなく、共生社会を目指すことが示されました。また、障害を理由として差別することの禁止、社会的障壁の除去のために必要かつ合理的な配慮がされなければいけないことが規定されました。同法第16条（教育）では、可能な限り障害のある児童及び生徒が障害のない児童及び生徒と共に学べるよう配慮することや、本人・保護者への十分な情報提供、可能な限り本人・保護者の意向を尊重すること、交流及び共同学習の積極的な推進、多様な環境の整備を促進しなければならないこと等が示されています。

「平成24年7月報告」では、就学相談や就学先決定の在り方、合理的配慮及びその基礎となる環境整備について等、具体的な提言がされました。

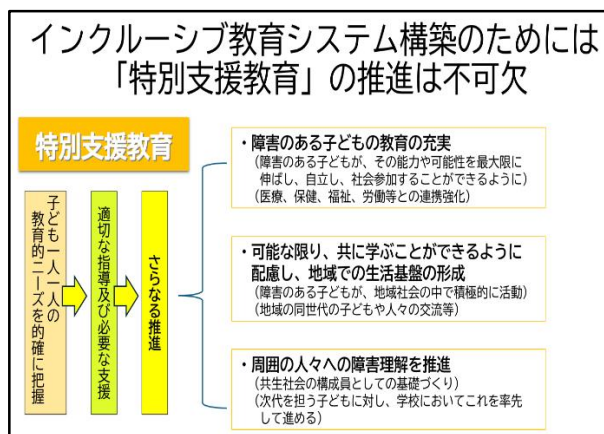
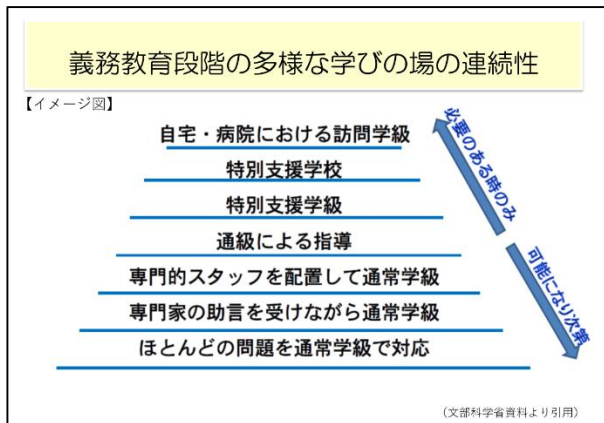
そして平成25年6月、先に改正された「障害者基本法」を具現化するために、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」と記す）が公布され、差別を解消するための措置として、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止等について規定されました。

「平成24年7月報告」を受け、平成25年9月に学校教育法施行令が改正され、就学先を決定する仕組みが大きく変わりました。

様々な国内の法令等の整備も進み、平成26年1月に日本も「障害者権利条約」を批准しました。

平成27年2月「障害者差別解消法」について政府としての基本方針が策定されました。

平成28年4月「障害者差別解消法」が施行、令和3年6月に同法の改正により、事業者による合理的配慮の提供が努力義務から法的義務に変更され、令和6年4月から施行されました。



(2)インクルーシブ教育システムと特別支援教育

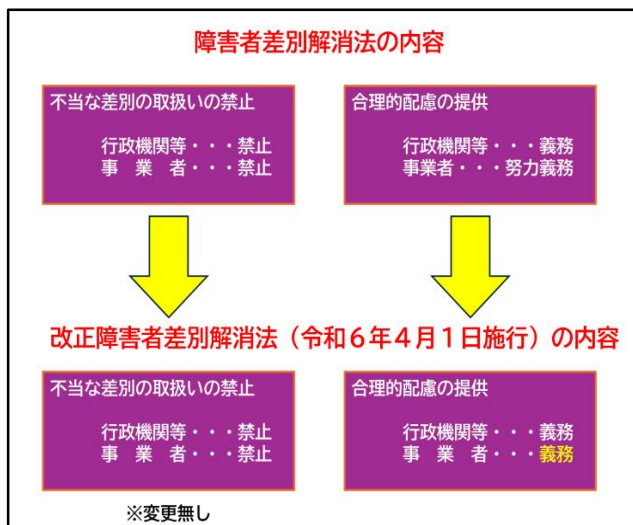
「平成 24 年 7 月報告」では、インクルーシブ教育システムとは人間の多様性の尊重等の強化、障害者の能力の最大限度までの発達等を目指し、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組みであるとしています。

また、同報告では、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様な柔軟な仕組みを整備することが重要であり、左図のように、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であるとしています。

さらに、インクルーシブ教育システム構築のためには、特別支援教育は不可欠のものであり、①障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ること、②地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮すること、③障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことの3点に基づき、特別支援教育を推進する必要性があるとしています。

「特別支援教育の推進について(通知)」(平成 19 年 4 月 1 日付)、「平成 24 年 7 月報告」から、特別支援教育とインクルーシブ教育システムは、どちらも目指すものは、「障害のある人の持てる力を高めること」、「共生社会の形成」という点で同じであり、インクルーシブ教育システムは、これまで進めてきた特別支援教育を生かし、一層発展させたものと捉えられます。

特別支援教育を推進していくことは、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うものです。インクルーシブ教育システムでは、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指していくわけですが、本質的な視点は、子ども一人一人の能力や特性に応じた十分な学びを保障することにあります。それぞれの子どもが、授業内容がわかり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、この点が大変重要なポイントになります。



（３）「改正障害者差別解消法」令和6年4月1日施行の概要

改正障害者差別解消法三つの柱

①不当な差別的取扱いの禁止

全ての事業所（国や地方公共団体等、民間事業者）において、「不当な差別的扱い」の禁止。

②合理的配慮の不提供の禁止

事業者による合理的配慮の提供について義務化。

③環境の整備

個々の障害者に対する合理的配慮が的確に行われるよう、事前の改善措置として施設のバリアフリー化等に努めること。とされています。

「障害を対象とする差別の解消の推進に関する
千葉県教育委員会職員対応要領」の策定について（通知）
教総第1305号・教職第1045号（平成28年3月30日）

（所属長等管理監督者の責務）
第4条 職員のうち、所属長等管理監督者は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障害のある人に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、また、障害のある人に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、**障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。**
- 二 障害のある人等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する**相談苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。**
- 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の**提供を適切に行うよう指導すること。**

2 所属長等管理監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

（４）合理的配慮の提供と職員対応要領

千葉県教育委員会では、法の施行に合わせ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領」（以下、「千葉県教育委員会職員対応要領」と記す）を平成28年3月に策定しています。

千葉県教育委員会職員対応要領の第4条には監督者の責務について明記されており、障害のある人に対して適切な合理的配慮が提供されるよう、監督者として、環境の整備を図ることが求められています。

また、第5条には、職員が障害のある人に対し不当な差別的取扱いをし、もしくは合理的配慮の不提供をした場合には、その具体的態様等によっては、懲戒処分その他の措置に付されることがあると示されています。

「障害を対象とする差別の解消の推進に関する
千葉県教育委員会職員対応要領」の策定について（通知）
教総第1305号・教職第1045号（平成28年3月30日）

（懲戒処分等）
第5条
職員が、障害のある人に対し不当な差別的取扱いをし、若しくは**合理的配慮の不提供をした場合**、その具体的態様（状態・様子・内容）等によっては、職務上の義務に違反し、又は**職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分**その他の措置に付されることがある。